

要件を満たした空き家の所有者（管理者）又は空き家を借りる方・買う方に対して、空き家の改修・除却にかかる費用の一部を補助します。

■申請受付期間 令和6年6月3日(月)～6月28日(金)

■補助金の額

改修：補助対象経費の 2/3 以内かつ最大 100 万円

除却：補助対象経費の 4/5 以内かつ最大 80 万円

補助対象者

- 1 空き家の所有者
- 2 空き家を買う方又は借りる方で次のいずれかに当てはまる方
 - (1) 移住予定の方
 - (2) 移住者（転入3年以内の方）
 - (3) 子育て世帯（子を扶養している者及び母子手帳の交付を受けた母を含む世帯の代表者）
- 3 除却については、空き家の所有者

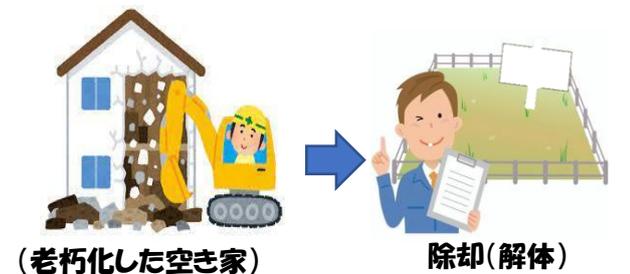
●改修については、久米島町空き家・空き地バンクに登録されている物件又は登録されていた物件が対象になります。（除却については、除却後空き地バンクに登録する必要があります）

空き家バンク登録は、随時受け付けています。

イメージ図(改修)



イメージ図(除却)



※補助金交付決定前に工事を行った場合補助金の対象外になりますのでご注意ください。

※補助金の交付には、諸条件がありますので、必ず事前にご相談ください。（必須です）

※国からの補助に限りがあるため、予算に達し次第受付を終了いたします。

■お問い合わせ

- ・事前相談・空き家の活用・除却の相談
空き家・空き地活用相談員(矢島)
- ☎090-1368-9340
- ・補助金の申請窓口
久米島町企画財政課
- ☎098-985-7122

<詳しくは町ホームページをご覧ください。>

・空き家バンクへのご案内も随時行ってまいります

[QRコード]



・空き家対策総合支援事業補助金申請手続きの流れ

